

胎児治療と医療保険契約に基づく給付金請求の限界

香川大学 肥 塚 肇 雄

近時、妊娠中の母親が自動車事故に遭いその結果後遺障害を負って生まれた子が保険金を請求した事件（無保険車傷害保険事案）があったが、生命保険会社が販売する医療保険においても、胎児治療との関係で給付金支払に関する問題が潜在化しているように思える。仄聞するところによれば、実際に、ある生命保険会社（以下Y社という）は、妊娠中のX（保険契約者兼被保険者）の胎内にいる胎児の疾病に対し次のような手術が行われたことから、Xから医療保険契約に基づく手術給付金請求を受けたということである。

- ①保険契約：特約MAX付スーパーがん保険契約
- ②スーパーがん保険契約日：1993（平成 5）年 2 月 12 日，③保険契約者：X，④被保険者：X，
- ⑤特約給付金受取人：X，⑥特約MAX中途付加日：1999（平成 11）年 7 月 17 日，
- ⑦病名：妊娠 15 週 胎児腹腔内嚢胞，⑧母体年齢：39 歳，⑨医療機関：A 市立病院産婦人科，
- ⑩入院日：2002（平成 14）年 1 月 22 日，⑪手術日：2002（平成 14）年 1 月 23 日，
- ⑫手術名：胎児嚢胞穿刺吸引術，⑬退院日：2002（平成 14）年 1 月 24 日，
- ⑭経過：妊娠中の定期通院で胎児異常発見・諸検査を実施し予定入院，
- ⑮予定手術後，母体・胎児とも異常なく退院

ところが、手術給付金の支払事由を調べると、次のとおりである（特約MAX〔疾病特約〕7 条）。

「この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき

- ①責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術
 - (ア) 疾病
 - (イ) 不慮の事故による傷害
 - (ウ) 不慮の事故以外の外因による傷害
- ②治療を直接の目的とする手術
- ③別表 21 に定める病院または診療所における手術
- ④別表 26 に定めるいずれかの手術

X社は、上記の請求に対し、最終的には、手術給付金を支払ったということであるが、上記特約 7 条の規定（同種の規定は他社の医療保険約款にも定められている）に照らすと、やや疑念を抱く。すなわち、手術給付金の支払対象となる手術は、この特約の被保険者が受けた「②治療を

直接の目的とする」手術でなければならない（入院給付金についても同様の条件が定められているのが通例である）。しかし、医学的には「胎児腹腔内嚢胞」という病名に対して行われた「胎児嚢胞穿刺吸引術」は、胎児の母親である被保険者の治療を直接の目的とする手術であるとは医学的にはいい難いのではないか。

ところで、母体の健康・疾病と胎児の健康・疾病との関係は次のとおりである。

（影響あり：→）

（影響なしまたは不明：—/→）

- ①母体の健康・疾病→胎児の健康・疾病， ②母体の健康・疾病—/→胎児の健康・疾病
- ③胎児の健康・疾病→母体の健康・疾病， ④胎児の健康・疾病—/→母体の健康・疾病
- ⑤胎児の健康・疾病＝母体の健康・疾病

以上の5つの関係のうち、胎児の疾病に対して手術を施しても、母体の健康・疾病に影響が及ばないまたは不明だと思われる関係は、①②④の場合である。これらの場合に対しては、被保険者の「②治療を直接の目的とする」手術であると素直に評価し得ることには問題がありそうである。

現行保険実務においては、胎児治療による給付金請求件数が少ないこともあり、医療保険契約上、母体と胎児との関係を明確に取り決めないまま、対処療法的な手当がなされてきたように思われる。しかし、米国の国立衛生研究所（NIH）は、2020年までに胎児の診断および治療が日常的医療になるものと予測している。近い将来この予測どおりになるとすれば、保険約款上母体と胎児との関係を明確に取り決めないままであることが胎児治療に関する給付請求件数を増加させる契機の一つになり、保険会社は医療保険契約に基づく給付金の支払請求に対して相当苦しい立場に追い込まれるのではないかと懸念される。

これについて対処すべき案はいくつかあり得るところであろうが、そのうちの一試案としては、特定部位不担保法かまたは特定疾病不担保法のいずれかに則り、胎児については特定部位として保険担保の範囲から除外するか、または医学上母体の健康・疾病には影響を与えないと認められている胎児の特定の疾病を担保範囲から除外するかのいずれかの方法により約款に不担保条項として組み込むことが考えられる。しかし、この案に対しては、法的に検討すべき問題がいくつか指摘することができる。これらの詳細については、報告時に譲りたい。